

## 令和6年 第7回農業委員会総会議事録

とき 令和6年7月16日(火)  
ところ 東大阪市役所 18階 大会議室

### 【議事日程】

#### 1. 農地調整・転用届出等に関する件

- 日程第1 報告第26号  
相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件
- 日程第2 報告第27号  
引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件
- 日程第3 報告第28号  
生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件
- 日程第4 報告第29号  
農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件
- 日程第5 報告第30号  
農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件
- 日程第6 議案第14号  
特定農地貸付承認申請の件
- 日程第7 議案第15号  
開発行為の許可申請に対する意見具申の件

#### 2. 東大阪市農業委員会総会会議規則の一部改正の件

出席委員 17名 別紙のとおり  
欠席委員 1名 別紙のとおり  
事務局 2名 別紙のとおり

開会 午後2時00分

事務局 時間になりましたので、令和6年第7回農業委員会総会を開催させていただきたいと思  
います。会長、よろしくお願いたします。

会長 開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。  
本日、令和6年第7回農業委員会、総会を開催いたしましたところ、公私何かとご多用  
にも関わりませず来ていただきましてありがとうございます。梅雨に入りまして一極集  
中の的に雨が降っております。晴れても気温が高く、非常に今度はね、健康管理が難しい  
とは思いますが、健康管理には、皆さん、十分に気をつけてください。

議長 それではこれより、総会を開会いたします。東大阪市農業委員会総会会議規則第6条の  
規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に参りますよう、

皆様には何卒最後までのご協力のほどよろしくお願いいたします。失礼でございますが、着席させていただきます。

本日の総会出席委員は17名ですので総会は成立しております。

本日の議事録署名でございますが、私の方から指名してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、2番、木田悟朗委員、10番、石橋亮平委員の両委員を指名いたします。

それでは審議に入ります。

日程第1、報告第26号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局

はい。議長。

日程第1、報告第26号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件。

番号1、被相続人、住所、氏名、〇〇、〇〇、相続開始年月日、令和5年11月12日、相続人、住所、氏名、〇〇、〇〇、特例適用農地の所在、〇〇、地番が〇〇、地目が田、面積が〇〇平方メートルでございます。相続登記が済んでおります。生産緑地地区指定の確認をしております。令和6年6月3日証明、他2件でございます。

議長

1番から3番の専決事項について、異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議ないものと認め、日程第1、報告第26号、相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件は了承することに決めます。

次に日程第2、報告第27号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局

はい。議長。

日程第2、報告第27号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件。

番号1、被相続人、住所、〇〇、被相続人氏名、〇〇。相続開始年月日、平成29年8月29日。相続人住所、〇〇、相続人氏名、〇〇、特例適用農地の所在〇〇、他3筆、地目はすべて田、適用面積は〇〇平方メートル。租税特別措置法第70条の6第1項適用の農地でございます。令和6年6月3日証明、他7件でございます。

議長

はい。1番から8番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

議長

異議ないものと認め、日程第2、報告第27号、引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決定します。

日程第3に入ります。日程第3、報告第28号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局

はい。議長。

日程第3、報告第28号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件。

番号1、買取り申し出をする者、住所・氏名、〇〇、〇〇。買取り出事由の生じた者、住

所・氏名、〇〇、〇〇。買取り申出事由が生じた日、令和6年5月30日、申出事由は故障、物件の表示、所在でございますが、〇〇他一筆、地目が田、面積が〇〇平方メートル。添付書類としまして、土地の謄本、診断書の写し、付近の見取り図が添付されております。令和6年6月3日証明。他1件でございます。

議長 1番から2番の専決について異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議ないものと認め、日程第3、報告第28号、生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件は了承することに決めます。日程第4に入ります。

日程第4、報告第29号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい。議長。

日程第4、報告第29号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件。  
番号1、届出人、住所・氏名、〇〇、〇〇、所在地、〇〇、地目は田、面積〇〇平方メートル。転用目的は露天駐車場、用途地域は、第1種中高層住居専用地域でございます。他8件でございます。

議長 はい。1番から9番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

議長 異議ないものと認め、日程第4、報告第29号、農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件は了承することに決めます。

次に、日程第5、報告第30号、農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい。議長。

日程第5、報告第30号、農地法第五条第1項第6号による届出専決事項報告の件。

番号1、譲受人住所・氏名、〇〇、〇〇。譲渡人、住所・氏名、〇〇、〇〇、所在地〇〇。地目が畑、面積が〇〇㎡、転用目的は露天駐車場、用途地域が商業地域、令和〇年〇月〇日、生産緑地が解除されております。以上です。

議長 1番の専決事項について、異議ありませんでしょうか。

(異議なしの声)

議長 はい。異議ないものと認め、日程第5、報告第30号、農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件は了承することに決めます。

次に日程第6に入らせていただきます。日程第6、議案第14号、特定農地貸付承認申請の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい。議長。

日程第6、議案第14号特定農地貸付承認申請の件。

番号1、申請者住所、〇〇、申請者氏名、〇〇、他1名。特定貸付農地の所在、〇〇、地目が田、面積〇〇㎡、添付書類としまして、土地の謄本、貸付規程、貸付協定が添付されております。〇〇さんの共有者が〇〇さんでございます。以上です。

議長  
事務局

続きまして、土地の貸付等について、事務局より説明願います。  
はい。議長。

特定農地貸付承認申請の件についてご説明をさせていただきます。

まず、事業の目的でございますが、特定農地貸付、いわゆる市民農園とは、都市の住民や高齢者の生きがいづくりなど、農業に従事をされておられない方々が、多様な目的で小さな面積の農地を利用して、自家用の野菜や花を栽培する農園のことを言います。法的な根拠でございますが、貸付方式の市民農園の開設に伴う農地の賃貸借につきましては、農地法の許可を不要とする「特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律」の適用を受けるということになります。具体的な議案の説明をさせていただきます。申請地は〇〇の〇〇平方メートルの登記地目が田、現況地目が畑の農地でございます。所有者は〇〇さん他1名、令和6年5月21日に〇〇さんが所有する農地を、複数の利用者に対して、「自らが農園開設者」として貸し付けをするために、特定農地貸付法第2条第2項第5号のイに定める協定を東大阪市と締結されました。今回は同法第3条第3項に基づく農業委員会の承認について申請をするものでございます。

まずは特定農地貸付法第2条で特定農地貸付の条件が定められておりますので、順にご説明をさせていただきます。

まず、各利用者へ貸し付ける面積が1000平方メートル未満であることということでございますが、今回は土地面積そのものが〇〇平方メートルというところでございます。

続きまして、相当数のものを対象として、定型的な条件で行われるものであることということでございますが、今回は22区画を、割って貸すというところでございます。

続きまして、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地貸付であることというところがございますが、貸付規程の第4の2に、営利を目的として作物を栽培してはならない旨の記載があります。

続きまして、5年を超えない貸し付けであることという条件でございますが、こちらにつきましては、1年間の貸し付けというところでございます。

続きまして、地方公共団体及び農業協同組合以外のものが行う貸し付けの場合は、当該農地の所在地を管轄する市町村と貸付協定を締結していることというところでございますが、令和6年1月4日に東大阪市と協定を締結しておるものでございます。

これらにより、同法第2条の要件はクリアされておるものでございます。

今回上程している、同法第3条に基づく農業委員会に対する承認の申請については、申請書に貸付規定を添付するということとなっております。

以下、貸付規程に記載しなければならない事項が定められておりますので、順にご説明をさせていただきます。

まず、農地の所在、地番、面積でございますが、こちらの方は〇〇、〇〇平方メートルというところでございます。

募集及び選考の方法でございますが、募集は掲示等による一般公募、選考方法は先着順というふうになっております。

続きまして、貸付期間及びその他の条件でございますが、貸付規程第4により1年間というふうになっております。

続きまして、適切な利用を確保するための方法でございますが、特定農地貸付規程第4-2に禁止している行為を記載されておられます。また、特定農地貸付規程第8に、管理運営等の方法が記載されておるものでございます。

続きまして、特定農地貸付法第3条第3項による承認について、ご説明をさせていただきます。

第1号としまして、農地の周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地から見て、当該農地が適切な位置にあり、かつ妥当な規模を超えないものであることというところでございますが、令和6年5月31日に現地調査を行い、問題ないというところを確認させていただいております。

続きまして第2号でございますが、特定農地貸付を受ける者の募集及び選考の方法が、公平かつ適正なものであることというところでございますが、規程第5により「一般公募」、第7により「先着順」となっているため問題ございません。

続きまして、第3号でございますが、「特定農地貸付に係る農地の貸し付けの期間その他の条件」、「特定農地貸付に係る農地の適切な利用を確保するための方法」につきまして、「有効かつ適切であること」というところでございますが、貸付規程及び協定にその旨の記載があり、有効かつ適切であると考えられます。

その他「政令で定める基準に適合するものであること」については、同項施行令第3条において、「所有権以外の権限に基づいて耕作の事業に供されているものでないこととする」旨が記載されているものでございます。

当該農地の所有権は〇〇さん他1名であることは、登記簿にて確認をさせていただいております。

特定農地貸付の承認申請につきましての説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 本件について審議願います。意見ございませんか  
(意見なし)

意見ないものと認め、日程第6、議案第14号、特定農地貸付承認申請の件は、承認することに決めます。

日程第7に移ります。日程第7、議案第15号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい。議長。

日程第7、議案第15号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件。

番号1、申請者、〇〇、〇〇。所在地、〇〇、〇〇、地目が田、田、面積が〇〇平方メートルと、〇〇平方メートル。申請目的が、共同住宅、用途地域でございますが、〇〇の方が準工業地域、〇〇の方が、第1種住居専用地域となっております。以上です。

議長 開発行為の許可申請に対する意見について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

ご説明をさせていただきます。

申請農地は、〇〇から南西へ約〇〇メートルのところにある農地で、用途地域は第一種

住居専用地域と準工業地域でございます。

本件は地上平屋建ての店舗を1棟建設するものでございます。申請地に隣接している周辺の農地につきましては、すでに転用届け出がされており、今回議案にある2筆につきましては、過去の転用の届け出がなかったものでございます。申請地の北側及び南側は露天駐車場及び住宅等となっております。また、東側は大阪外環状線に接道しており、農地等がございません。西側の一部は、12メートル及び16メートルほど農地に面している部分がございますが、工事の土地利用計画図面により、その部分につきましては、駐車場として利用する旨を確認しており、隣接する農地に影響があるものではございません。説明は以上です。

議長 はい。この件について、審議願います。ご意見ありませんでしょうか。  
(意見なし)

議長 意見ないものと認め、日程第7、議案第15号、開発行為の許可申請に対する意見具申の件は意見なしとの事を関係部局に回答します。

続きまして議事日程2、東大阪市農業委員会総会会議規則の一部改正の件を議題とします。事務局より、提案理由、及び改正内容について説明願います。

事務局 はい。議長。

お手元に配布させていただいております、東大阪市農業委員会総会会議規則、昭和43年9月30日、東大阪市農業委員会規則第1号という資料をご覧ください。裏面の第20条の第2項をご覧ください。

「議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の出席委員が署名押印しなければならない」というふうにございますが、現在押印廃止の流れの中で、実際は押印まではお願いさせていただいていないというような実態でございます。情報だけが残っているような状態になっているところでございます。つきましてはこの第20条第2項につきまして、押印という言葉削除し、「議事録には、議長及び総会において定めた2人以上の出席委員が署名しなければならない」というふうに改正をさせていただきたいと考えております。説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長 はい。ただいま事務局から説明がありましたように、農業委員会総会会議規則の一部を改正する必要がございます。ご了承いただきたいと存じますが、異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

議長 はい。異議なしとの声がありましたので、東大阪農業委員会総会会議規則の一部改正の件につきましては原案通り決定いたします。以上をもちまして本日の定例総会は終了します。

閉会 午後2時30分

以上に事実の相違がない事を証明するため、署名捺印する。

会長

大西 博

委員

木田 悟朗

委員

石橋 亮平

# 令和6年 第7回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	宮崎 行俊	○	10	石橋 亮平	◎
2	木田 悟朗	◎	11	大野 一博	○
3	草開 善城	○	12	柳生 よみ子	○
4	大東 雄太	○	13	柴村 義信	○
5	田中 強志	○	14	菱井 和樹	○
6	仲津 恭司	○	15	高橋 美代幸	×
7	大西 博	○	16	田中 隆夫	○
8	西田 博文	○	17	小林 茂一	○
9	石井 忠和	○	18	山口 裕之	○

- 出席  
× 欠席  
◎ 議事録署名委員  
△ 途中参加

---

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 奥田 陽子

事務局次長 横関 真人